

伊丹税務署からのお知らせ

● 11月11日～17日は「税を考える週間」 ●

「IT化・国際化と税」をテーマとして、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）で税情報を提供するほか、小学生による税に関する書道・ポスターの入選作品を次のとおり展示します。

国や地方を支える「税」について、ぜひこの機会に考えてみましょう。

とき 11月21日（金）～同25日（火）

ところ イオン猪名川ショッピングセンター3階

● 自動音声案内がスタートします ●

11月4日から税務署への電話は、自動音声に変わります。国税に関する一般的な相談については、電話相談センターでお答えいたします。

来署による相談は、予約が必要です。

● 国税電子申告・納税システム(e-Tax)のご利用を ●

e-Taxは、国税に関する各種手続きを自宅やオフィスからインターネットなどを通じて行うことができ、便利です。HPからカンタン申告、最高5,000円の税額控除、添付書類の提出省略などさらに便利で利用しやすくなりました。

● 源泉所得税年末調整説明会 ●

と き	と ころ
11月26日（水） 午後2時～同4時	いたみホール 伊丹市宮ノ前1-1-3
11月27日（木） 午後2時～同4時	みつなかホール 川西市小花2-7-2

会場には駐車場がありませんので、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

● 所得税・消費税・贈与税の確定申告相談会場 ●

伊丹税務署庁舎内では、1月28日から3月16日の間、申告相談は行いませんのでご注意ください。

開設期間	会 場
2月5日（木）～ 同27日（金）（2月 17日は除く）	アステホール （川西市栄町25-1 アステ川西6階）
1月28日（水）～ 3月16日（月）	伊丹市立産業・情報センター （伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ）

不動産の売却などの所得や贈与税に関するご相談は「伊丹市立産業・情報センター」で行います。

「アステホール」は、給与および年金所得者のみの相談となります。

問い合わせは、伊丹税務署（779-6121）へ。

個人事業税の納税を！

個人事業税は、所得税・住民税とは別に、商店・喫茶店・クリーニング店・医者など個人で事業を行う人にかかる県税です。第2期分の納期限は、12月1日（月）です。納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

なお、納税には便利な口座振替制度もあります。

問い合わせは、伊丹県税事務所（783-1231）へ。



▲昨年度の防災訓練の様子(松尾台小学校区)

▼内容 震度6クラスの地震が発生したことを想定し、地域住民による各種訓練を実施。自宅から避難所までの避難訓練、初期消火訓練、防災資機材取扱訓練、煙体験訓練、救急応急手当訓練、その他消防車の見学、炊き出し訓練など。問い合わせは、総務課（766・8708）へ。

大島小学校区 合同防災訓練

防災訓練に参加しよう！

とき 11月8日（土）午後1時30分
ところ 大島小学校グラウンド

大規模な災害が起こると、行政のみでは対応できなくなり、地域の皆さんによる「自分達のまちは自分達で守る」という気持ちと活動がとて大切になります。いざと言う時に、慌てずに行動できるように、ぜひ参加ください。

リンパ・ドレナージュ教室を開催

とき 12月10日（水）午後7時～同8時30分

ところ 文化体育館

対象 町内在住・在勤の高校生以上の人

定員 先着30人

参加費 無料

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し生涯学習課、スポーツセンター、文化体育館、生涯学習センター、日生・六瀬連絡所の各窓口へ

応募期限 11月28日

問い合わせは、生涯学習課（767-2323・FAX767-2880）へ。

秋の火災予防運動を実施

11月9日から同15日まで「火は見る、あなただけの火災予防運動」を実施します。この運動を契機に、火の取り扱いに十分注意し火事を起こさないようにしましょう。

＜3つの習慣＞
寝たばこは、絶対やめる
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
＜4つの対策＞
逃げ遅れを防ぐために、

住宅用火災警報器を設置する
寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する
火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器など

を設置する
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
問い合わせは、消防本部（766・0119）へ。

第4回 特別支援教育公開講座

特別支援教育フォーラムを開催

とき 11月29日（土）午後1時15分～同4時15分

ところ 文化体育館

内容

シンポジウム「猪名川町の特別支援教育～就学前から中学校卒業までの一貫した支援を目指して～」
講演「特別な支援の必要な子どもたち～家族としての支援、家族への支援～」 講師＝関口美佐子さん（さんだ子ども発達支援センター長）

定員 先着180人

申込方法 教育支援室、文化体育館、日生・六瀬住民センターに備え付けの申込用紙（教育支援室のホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、教育支援室へ持参またはFAX（FAX766-3034）

問い合わせは、同室（766-6006）へ。



消費生活のアドバイス

> 180 <

手を出してはいけません
ハイリスクな金融商品や金証拠金取引

事例 ロンドン市場の金への投資を勧める電話が自宅にあり、「貴金属が値上がりしている今がチャンス」と勧められ、「儲かる」「自宅に説明に行きたい」などと勧誘されましたが断りました。翌日、有名金融会社を名乗る人から同じ商品の勧誘があり、「大手の金融機関も扱っている商品なら話を聞くだけなら良いか」と思い、業者に連絡しました。取引の仕組みがよく理解できず、金利が良かったので自宅まで来てもらったと断りきれず、金の価格が下がったと金物の値をそのままとって10万を支払い、契約した0万を支払い、10万が、夫に「そんなうまい話はない」と怒られ解約したい。

取引で金価格が期待どおりに変動した場合に大きな利益を得られますが、予想に反した場合は大きな損失が発生します。消費者は金価格や為替相場の動きを見ながら、売買の決断をする必要がありますが、注文どおりに取引が行われているのか、取引自体が本当に行われているのか確認することは極めて困難です。業者は初め少ない金額から始めさせ、「儲かった」「損失が出た」などと言葉巧みに、次から次へと資金を要求し短期間で多額の損失を生む可能性がある大変危険な取引です。

取引の仕組みが分からなければ、絶対に手を出してはいけません。金の現物は手に入りません。利率の良い預貯金ではなく、ハイリスクな商品です。強引な勧誘を行う業者もありますが、はっきり断り相手にしないようにしましょう。

もし契約した場合でも、特定商取引法で、貴金属証拠金取引は規制対象となっており、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。業者には必ず書面で通知しましょう。

疑問点は、消費生活相談コーナー（766・1110）へ。